

第1章 計画策定の目的とこれまでの経緯

第1節 保存管理計画策定の目的

国指定史跡名越切通は、鎌倉七口の中でも当時の様相をよく残す交通遺跡・防衛遺構である。周囲には大切岸と呼ばれる切岸や平場などからなる防衛遺構、及びまんだら堂やぐら群や石造墳墓堂などの葬送関連遺構が分布し、中世都市鎌倉の周縁部の特徴をよくあらわしている。また、指定地を含む一帯には広範にわたって緑地が広がり、市内でも貴重な緑地帯としてその価値は高い。

名越切通は昭和41年4月に切通一帯とまんだら堂やぐら群の範囲が国史跡に指定されたが、その後、周辺において開発計画が持ち上がってきた。そこで、逗子市は昭和53年度に当該指定地周辺の遺構分布範囲全域の調査を実施し、その結果大切岸を中心とする防衛遺構の分布が確認され、墓^{ぼこ}と考えられる遺構などが検出された。この成果に基づき、昭和54年3月に『史跡名越切通保存管理計画』（本保存管理計画と区別するため、以下では『（旧）史跡名越切通保存管理計画』という。）が策定され、昭和56年度、昭和58年度には指定地の拡大がなされた。ただし、この時の調査の結果、大切岸と連なる明確な遺構が確認された区域の中には、追加指定がされなかった部分もあり、現在に至っている。

一方、史跡周辺において大規模な宅地開発が計画されたために、平成2年度（平成3年3月）指定地及びその周辺緑地一帯を史跡公園として保存・活用を図ることを目的とした『（仮称）名越切通史跡公園基本構想』が策定され、平成3年度（平成4年3月）この基本構想を受け当該地域を都市公園及び緑地保全地区として整備・活用するため『（仮称）名越切通史跡公園基本計画』が策定された。しかし、この計画は、諸般の事情により平成5年11月に断念された。

その後、断念した史跡公園計画を見直し、整備計画を推進する必要性が生じたため、平成5年12月に「名越切通史跡公園計画調査検討プロジェクトチーム」、平成8年9月に「名越切通史跡公園計画再編プロジェクトチーム」が設置され、平成9年11月には事業者による土地利用を前提として、国指定史跡名越切通の指定地部分を「史跡保全ゾーン」、開発残地及び久木8丁目側の斜面地を「景観保全ゾーン」、開発行為による提供公園周辺を「憩いのゾーン」として『名越切通史跡公園基本計画書』を策定したが、平成12年4月に開発計画が断念され、宅地造成予定地の大部分が市に寄付されたことに伴い、当該計画の前提が異なってきたため、同計画の見直しが必要とされている。

また、指定地及びその周辺の発掘調査は昭和53年度以来行われていなかったが、大規模宅地開発事業計画が具体的な手続きに入った久木9丁目地内において、平成8年度に埋蔵文化財包蔵地の範囲確認調査を実施した。

その結果、低地部分では中世の建物址が検出されたが、尾根付近の切岸状遺構は鎌倉時代にさかのぼるとは考えにくいという結論に至った。そこで、この調査結果をもって指定地の久木9丁目方向への拡大はいったん終了し、現段階における史跡指定地についての保存管理計画を再度策定していくという方針が導かれた。

このような経緯を受け、本保存管理計画は「史跡名越切通」を適正に保存管理し、広く公開活用していくための基本方針を立案していくことを目的として策定したものである。

第2節 保存管理計画策定に至る経緯

1. 史跡指定とその範囲

名越切通は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、昭和41年4月11日に国の文化財保護委員会告示第23号をもって「名越切通」として国史跡に指定された。

指定理由

吾妻鏡天福元年八月十八日の条に名越坂と見えるもので、鎌倉の東南部に横たわる山なみを越え逗子に出る。

道は、概ね谷に沿いつつ通じているが、山頂部において、さして深くないが、凝灰岩系の地山を開渠状に掘さくした箇所が隣して二箇所ある。

所謂七口、七切通の一つとして、鎌倉の地勢とその外部との連絡状況を示す重要な史跡である。

当時の史跡指定範囲は、現小坪7丁目（旧地名；小坪字なごえ、こうとう、まんだらどう）の切通路の一部（約200m）と「まんだら堂やぐら群」を中心とする8,484m²（昭和41年度指定時公簿）の区域であった。

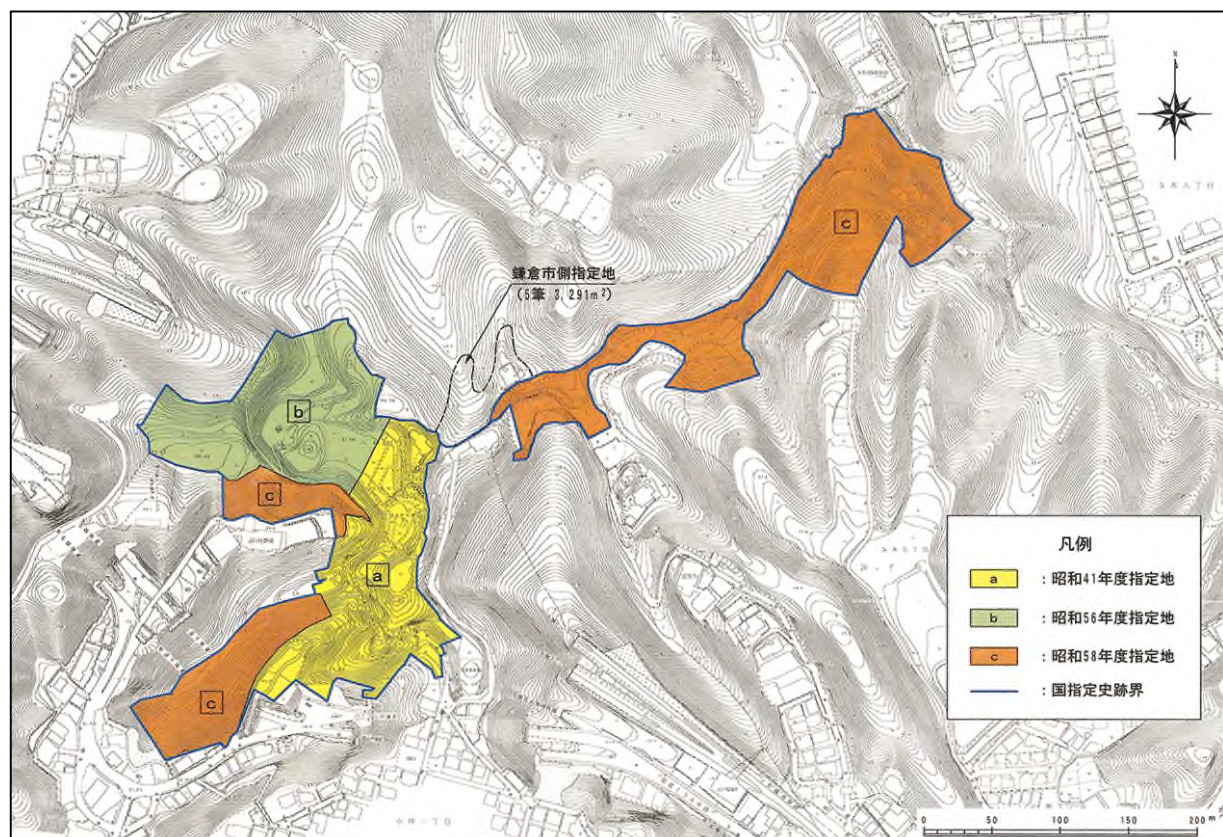


図1-1 国指定状況図（逗子市『国指定史跡名越切通地形図』より抜粋・加筆）

その後、昭和51年には当時の指定地北西側隣接地（図1-1のb エリア）で霊園の造成計画、翌昭和52年には久木 9 丁目の宅地造成計画が、それぞれ提出されたことを受け、昭和53年度にトレンチによる範囲確認調査を実施し、遺構の分布を確認した。その結果を受け、『（旧）史跡名越切通保存管理計画』を策定した。この『（旧）史跡名越切通保存管理計画』をもとに昭和56年10月13日文部省告示第157号、昭和58年11月26日文部省告示第132号をもって追加指定が行われ、新たに切通路の北側部分及び大切岸を含む一帯の34,090m²（昭和56年度、昭和58年度追加指定時公簿）が史跡指定範囲となり、指定地の総面積は42,574m²（指定時公簿）となった。しかし、この時点において明確な遺構が確認された区域のうち、指定されなかった部分が残し、現在に至っている。

2. これまでの保存整備事業の経緯

昭和41年4月に指定された国指定史跡範囲は、文化財保護法により保護されることになったが、この時点では史跡指定地外に分布する切岸や平場、やぐら群など、指定地外も含めこの地域一帯に分布する性格の異なる遺構を、文化財保護法のもとに一元的に保存することは難しい状況であった。逗子市教育委員会が昭和54年3月に作成した『（旧）史跡名越切通保存管理計画』の中では、史跡周辺の遺構が分布する範囲一帯に指定範囲を拡大し、最終的には史跡公園の形で整備・公開活用することが望ましいとした。この報告を受け、昭和56年度、昭和58年度の2回にわたり遺構の分布する区域の一部が追加指定されたが、それ以降の指定地の拡大は行われていない。

昭和60年代に入ると、指定地とその周辺地域一帯を都市計画公園及び地域の緑地として将来にわたって保全・整備しようとする計画が具体的に検討されはじめた。平成2年度に策定された『緑のマスタープラン』においては、当該地域は史跡指定地であると同時に史跡公園及び都市緑地保全地区としても位置づけられるに至った。

これを受けて、平成3年3月に逗子市公園課で『（仮称）名越切通し史跡公園基本構想』が、平成4年3月には逗子市緑政課で『（仮称）名越切通し史跡公園基本計画』が策定された。

この中では、国指定史跡部分42,574m²（指定時公簿）を中心に、『（旧）史跡名越切通保存管理計画』において示された保存整備地区約20haを含む約30haの区域を対象に、現状保存を基本とした保全・整備の手法が検討されている。基本計画は、事業主体別に計画地域を三区区分し、公有地化により保存・整備を進めるという手法であったが、史跡指定地の周辺区域を含めた公園化計画地全域の公有化が不可能となったため、当該公園化構想及び計画は平成5年11月に断念されている。

これを受けて、当該地域の活用のため、名越切通し史跡公園の再編を目指し平成5年12月に「名越切通し史跡公園計画調査検討プロジェクトチーム」が設置され、法制検討部会、公園再編成部会、用地対応部会を設けて、調査検討が進められた。この報告とその後の状況変化を踏まえ、史跡の保全とエリアごとの法規制などに鑑み、現状に則した公園再編計画を目指した「名越切通し史跡公園計画再編プロジェクトチーム」が平成8年9月に設置された。このプロジェクトチームにより策定された『名越切通し史跡公園計画再編プロジェクトチーム検討結果報告書』では、これまでの上位計画や関連計画などに示されている基本理念及び整備の方針については可能な限り踏襲し、歴史公園として整備を行うよう方向づけるべきであるという見解が出されている。また、史跡名越切通は“現状維持を原則とする”ものの、“切通し部分は破損、崩壊のおそれがあるので専門家の協力を得て保全策を講じ、中世の雰囲気と遺構・遺跡の規模などが実感できるよう工夫する”

としている。なお、指定地の周囲の景観保全区域については、公有地化して保存するという方針に基づき、土地所有者の理解を得ながら進めていくことが望ましいとの見解を示している。これを受けて、平成9年11月に『名越切通史跡公園基本計画書』が策定された。

また、逗子市から出された上位計画・関連計画でも、以下のように名越切通及びその周辺を史跡公園・緑地保全地区として整備していくべきとされている。

平成8年3月に策定された『逗子市緑の基本計画』では、史跡地を“緑の保全ゾーン”に位置づけ、“歴史公園・緑の拠点”として整備するとともに、緑地保全地区の指定を図り、さらに歴史的風土保存区域・同特別保存地区への編入を検討すると謳っている。

平成9年3月に策定された『逗子市総合計画基本構想・基本計画』では、文化財及び緑地・公園として“国指定史跡名越切通の歴史公園としての整備検討に努めるとともに、関係機関と連携して周辺の緑地保全地区指定を図る”としている。具体的な実施内容は『逗子市総合計画実施計画（平成9年度～平成11年度）』にまとめられており、「名越史跡公有化事業」については、用地交渉及び用地購入を進めている。また「名越切通整備事業」では、平成10年度に崩落防止工事基礎調査を実施し、その結果を『国指定史跡名越切通整備基礎調査報告書』にまとめた。これを受けて平成11年7月には樹木の伐採などの崩落対策を実施した。

この他、『逗子市都市計画マスタープラン』（平成10年3月）や『逗子市環境基本計画』（平成11年3月）でも、“文化財を取り巻く歴史的環境と自然環境の一体的保全に努めるため、名越切通の史跡公園計画を推進する”としている。

一方、平成7年度には、史跡指定地周辺の久木9丁目において、大規模宅地開発事業計画が具体的な動きを見せた。本区域は周知の埋蔵文化財包蔵地であるとともに、『（旧）史跡名越切通保存管理計画』の中で指定拡大の対象区域とされていたため、逗子市教育委員会が遺跡の範囲確認調査を実施した。その結果、調査区域において切岸状遺構や石切遺構などの分布が新たに確認されたが、これらの切岸状遺構については、大切岸と同年代に同一目的で造営された遺構であるとは見なしがたいという結論に至ったため、この調査結果をもって、昭和56年度、昭和58年度の追加指定時に指定できなかったエリアを除き、史跡指定範囲の周辺区域への拡大を終了した。この時点で『（旧）史跡名越切通保存管理計画』はその役割を終了し、新たに現在の指定地についての保存管理計画を再度策定していく必要性が生じた。こうした経緯を受け、平成11年度より本保存管理計画策定に着手したものである。

その後、久木9丁目における大規模宅地開発事業計画は平成12年4月に断念され、平成12年9月に宅地造成予定地の大部分にあたる事業者所有の土地が逗子市に寄付された。これに伴い、指定地周辺を巡る状況が大きく変化したことを受け、前述の『名越切通史跡公園基本計画書』は見直す必要が生じている。

表 1-1 名越切通に関する主な経緯

昭和41年 4 月11日	名越切通が国史跡に指定される (対象範囲8,484m ² (指定時公簿))
昭和41年 4 月15日	古都保存法施行
昭和43年 6 月14日	新都市計画法施行
昭和45年 6 月10日	市街化区域及び市街化調整区域当初指定に区分される
昭和45年	民間事業者による 住宅開発を目的とした土地の買収が始まる
昭和47年	「お猿島大切岸確認調査」を実施 (神奈川県教育委員会による)
昭和48年	民間事業者が住宅開発を目的として土地購入を始めたが、諸事情により断念
昭和49年 2 月 1 日	都市緑地保全法施行
昭和51年	昭和41年指定地北西側隣接地における 霊園造成計画が提出される
昭和52年	久木 9 丁目宅地造成計画が提出される
昭和53年12月～	「(旧) 史跡名越切通保存管理計画策定事業」による 発掘調査を実施
昭和54年 2 月	
昭和54年 3 月31日	『(旧) 史跡名越切通保存管理計画策定報告書』(対象範囲約26ha)
昭和56年10月13日	国指定史跡名越切通の追加指定 (対象範囲10,748m ² (指定時公簿))
昭和58年11月26日	国指定史跡名越切通の追加指定 (対象範囲23,342m ² (指定時公簿)、指定合計42,574m ² (指定時公簿))
昭和62年	新規民間事業者の開発計画が持ち上がる
平成 2 年 1 月25日	『逗子市総合計画』策定 (実施計画で基本構想の策定を位置づけ)
平成 2 年12月21日	『緑のマスタープラン』策定 (歴史公園・緑地保全地区に位置づけ)
平成 3 年 3 月 7 日	『緑のマスタープラン実施計画』策定
平成 3 年 3 月25日	『(仮称) 名越切通し 史跡公園基本構想』策定
平成 4 年 3 月	『(仮称) 名越切通し 史跡公園基本計画』策定 (対象範囲約30ha)
平成 5 年11月17日	政策会議において『(仮称) 名越切通し 史跡公園基本計画』公園化計画を断念
平成 5 年12月27日	「名越切通史跡公園計画調査検討プロジェクト チーム」の設置
平成 6 年 3 月	「名越切通史跡公園計画調査検討プロジェクト チーム」報告書策定
平成 7 年10月31日	久木 9 丁目大規模宅地開発事業計画の行政手続きに入る
平成 8 年 3 月	『逗子市緑の基本計画』策定 (歴史公園・緑の拠点として位置づけ)
平成 8 年 9 月17日	「名越切通史跡公園計画再編プロジェクト チーム」の設置
平成 8 年11月～	「名越遺跡範囲確認調査」を実施
平成 9 年 2 月	
平成 8 年12月	『名越切通史跡公園計画再編プロジェクト チーム 検討結果報告書』策定
平成 9 年 3 月	『逗子市総合計画基本構想・基本計画』策定 (歴史公園・緑地保全地区に位置づけ)
平成 9 年 3 月	『逗子市総合計画実施計画』策定 (用地公有化、崩落防止基礎調査の推進)
平成 9 年11月	『名越切通史跡公園基本計画書』策定 (公園計画の基本方針を提示)
平成10年 3 月	『逗子市都市計画マスタープラン』策定 (歴史公園整備を提唱)
平成10年 6 月～9 月	「国指定史跡名越切通整備基礎調査」を実施 (崩落原因を追求)
平成11年 3 月	『逗子市環境基本計画』策定 (史跡公園計画を推進)
平成11年 7 月	国指定史跡名越切通内の崩落崖面の樹木伐採など、崩落防止対策を実施
平成11年12月	「国指定史跡名越切通保存管理計画策定委員会」の発足
平成12年 3 月	古都保存法が改正され、歴史的風土保存区域が逗子市域へ拡大される
平成12年 4 月	久木 9 丁目大規模宅地開発事業計画が断念される
平成12年 9 月	久木 9 丁目大規模宅地開発事業計画地のうち、事業者所有の土地が逗子市に寄付される

3. 調査の経緯

昭和41年4月に史跡名越切通の中枢部にあたる8,484m²(昭和41年度指定時公簿)が最初に国の史跡に指定された。しかし、本史跡については切通として顕現していることから、当初指定にあたっての事前の発掘調査や確認調査は実施されていない。これは他の七口(極楽寺切通は国史跡未指定)も同様である。

本史跡の最初の調査は、昭和47年度に神奈川県教育委員会により実施された「お猿島大切岸確認調査」である。この調査では、当初指定地の北東部から鎌倉逗子ハイランドの東側まで続く大規模な切岸状遺構及びまんだら堂やぐら群の現地踏査が行われ、大切岸に穿たれたやぐらやその中に残存する五輪塔の年代からその造営時期が鎌倉期であると推定し、追加指定の必要性が示された。

昭和50年代に入り、史跡地周辺で大規模な開発計画が持ち上がり、指定地を含めた周辺一帯の遺跡保存のための具体的な考古学的評価が必要となった。しかし、それまで遺構の正確な分布範囲・年代が把握されていなかったため、昭和53年12月から翌年2月にかけて、史跡の追加指定の必要性を確認するための発掘を伴う実踏調査などが行われた。その結果、当初指定地周辺の未指定地に大切岸をはじめとした防衛遺構の分布や、^{ぼこう}墓壙と考えられる遺構の存在、やぐら群の分布などが確認された。この調査結果を受け、昭和54年3月に逗子市では『(旧)史跡名越切通保存管理計画』をまとめ、当初指定地を含めた付近一帯約26ha(公簿)における遺跡保護の必要性を示した。これを受け、昭和56年10月及び昭和58年11月に史跡名越切通の追加指定がなされ、総面積は42,574m²(指定時公簿)となった。

その後、史跡指定地及びその周辺地域の保全と活用をめざし、平成3年3月には『(仮称)名越切通し史跡公園基本構想』が、また翌平成4年3月には『(仮称)名越切通し史跡公園基本計画』が策定され、指定地とその周辺の未指定の緑地一帯を史跡公園として整備していく予定であったが、指定地外の区域を含んだ全域の公有化が不可能となったため、この史跡公園基本構想及び史跡公園基本計画は断念された。

平成8年11月から翌年2月にかけて、『(旧)史跡名越切通保存管理計画』の中で指定の拡大対象のエリアとされた久木9丁目地内で、新たな宅地造成計画に伴い「名越遺跡範囲確認調査」を実施した。この調査により、これまで大切岸と同様な性質と考えられていた指定地周辺部の遺構が、同時期に同一目的の設計プランをもって構築されたとはいえないという結論に至った。そこで、過去の調査において指定に値する明確な遺構の分布が確認されたにもかかわらず追加指定ができなかった一部区域を除き、逗子市域における指定地の拡大は現段階まででいったん終了とし、現時点の史跡指定地の範囲における新たな保存管理計画を作成する必要性が生じた。これを受け、平成11年度、保存管理計画策定に着手することとなった。

第3節 保存管理計画策定事業の経緯

この事業は、国及び県の補助金を得て、平成11・12年度の2年度にわたって実施した。その詳細は次の通りである。

年 度	事業内容
平成11年度	保存管理計画策定委員会の開催（2回） 地形図・公図対応図などの作成
平成12年度	保存管理計画策定委員会の開催（4回） 報告書作成

1．地形図の作成

- （1）航空測量
- （2）1／1000地形図（指定地及び周辺部分 約21万m²）
- （3）公図対応図の作成（指定時公簿42,574m²のみ）

2．国指定史跡名越切通保存管理計画策定委員会の設置と計画の策定

国指定史跡名越切通保存管理計画を立案するため、「国指定史跡名越切通保存管理計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」を定め、「国指定史跡名越切通保存管理計画策定委員会」を設置した。委員会は、6人の学識委員、2人の市民委員、3人の行政委員で構成され、2ヶ年で計6回の委員会が開催された。事務局は、逗子市教育委員会生涯学習課文化財保護係が担当した。

計画の策定にあたっては、文化庁及び神奈川県教育庁、鎌倉市教育委員会、神奈川県横須賀土木事務所の指導及び助言を得た。

委員会の要綱及び委員会名簿は巻末 p.86～88に掲載する。